

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで

昭和45年4月にA社を退職後、同年5月にB町で商店を開業し、直後に自分と妻の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。

申立期間の保険料を納付していたことは、昭和46年分の確定申告書(控)の社会保険料控除の欄に年金保険料として1万800円と記載されており、国民年金保険料の45年度第4期分(46年1月から同年3月まで)を納付したことの証明である。未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続後の加入期間について、保険料をすべて納付している上、確認できる昭和47年4月から50年3月までのすべての期間の国民年金保険料を現年度に納付している。

また、申立人は、当時、個人経営であるにもかかわらず、従業員のために厚生年金保険の任意適用事業所の登録を受けていることなどから、年金に対する意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年7月において、過年度分として納付可能な期間のうち46年4月から47年3月までの保険料を納付していること、申立人から提出された確定申告書(控)及び決算書により、当時、国民年金保険料を納付できる十分な資力が認められることなどから申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年6月から51年3月まで

社会保険庁に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付の事実が確認できない旨の回答があった。

昭和50年6月に兄の店に勤めた時に、兄が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれていたため、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続や国民年金保険料の納付状況についての申立内容は、①申立期間当時、申立人が兄の経営する店に勤務していたことが確認できること、②申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年2月に払い出されていることが確認でき、申立期間は納付可能期間であったこと、③兄の店に勤務していた期間のうち、51年4月から53年3月までの国民年金保険料の納付日が兄夫婦と同一日であることが確認できること、④兄の経営する店が加盟していたA協同組合では、当時、従業員全員の国民年金の加入を加盟条件としていたことが確認できることなどを踏まえると、不自然ではなく、基本的に信用できる。

また、申立期間当時、申立人の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の兄夫婦は、国民年金保険料をすべて納付している上、未加入期間及び未納期間が多い申立人を60歳以降も国民年金に任意加入させていることなどから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料（昭和58年4月から59年3月までについては付加保険料を含む）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年4月から45年3月まで
②昭和47年4月から48年3月まで
③昭和58年4月から59年3月まで

昭和43年3月末に退職し、同年5月に婚姻した。夫は国民年金に加入しており、A市役所で国民健康保険の手續と併せて国民年金の加入手續を行った。平成19年11月にB年金相談センターで国民年金加入期間を確認してもらったところ、昭和43年4月から45年3月までの期間の保険料が未納になっていること、47年4月から48年3月までの期間が申請免除期間であること、及び58年4月から59年3月までの期間は保険料（付加保険料を含む）が未納であることを知らされた。

夫はC業を経営しており経済的に困っていたこともなく、国民年金加入手續後は夫の保険料と一緒に納付しており、免除申請をしたことは無く、未納であることは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納になっていることは納得できないので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料の免除申請について、申立人の、「夫はC業を経営しており経済的に困窮しておらず免除申請をする理由が無い。」との供述は、当時のブームから全国的にC業は相当の利益を上げていたことを踏まえると基本的に信用できるところ、国民

年金保険料免除基準では被保険者、配偶者及び世帯主に前年分の所得税額があるときは免除しないとされていたこと、及び申立期間に係るその夫の国民年金保険料は納付されていることから、この期間の申請免除記録は不自然である。

また、その夫は昭和52年4月から平成4年9月までの国民年金保険料(付加保険料を含む)をすべて納付していることから、同一期間における申立期間③昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料(付加保険料を含む)についてのみ未納とは考え難く夫婦共に納付していたと考えることが自然である。

- 2 一方、申立期間①昭和43年4月から45年3月までの期間に係る保険料について、申立人は、「結婚してA市役所で国民年金加入手続を行った。」と供述しているが、その時の国民年金手帳の交付経過及び保険料の納付方法について記憶が定かではなく全体的に不明確である。

また、申立人の国民年金手帳は、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳管理簿により昭和47年7月に交付されていることが確認できることから申立期間は既に時効により納付できない期間である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料(昭和58年4月から59年3月までについては付加保険料を含む)を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月

平成11年10月29日に勤務していた会社が閉鎖になり、同月30日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。同年11月1日に新たな会社に就職して、再び厚生年金保険の被保険者になったが、同年10月は国民年金に加入しなければならないとの指導を受け、A社会保険事務所に相談に行ったところ、1日ぐらい何とかならないのかと言われ、両社に交渉してみたが駄目だった。

このため、再度、同社会保険事務所へ行き、納付手続を行った。領収書は紛失したが、納付事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

申立人は、B社の閉鎖により平成11年10月29日に退職し、同年11月1日にC社に就職したため、1か月間国民年金の加入が必要と指導を受け、A社会保険事務所に出向き助言を受け両事業所に交渉したが、離職年月日及び再就職年月日に誤りは無く、再度、同社会保険事務所に行き納付手続を行ったとの記憶は鮮明であり不自然さは無い。

また、申立人の妻は、「当時子供が小さく、通常であれば私が手続に行かされるが、この時は、夫自身が納付に出掛けていった。」と供述しているが、その記憶は戸籍謄本により子供が平成10年2月に誕生していることが確認でき、妻の供述に不自然な点は無い。

さらに、申立人は申立期間を除き厚生年金保険から国民年金への切替手続を確実にやっているとともに、申立期間以外の国民年金加入期間について未納は

無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から50年3月まで

昭和48年1月、勤めていた会社を辞めたため、妻がA市B区役所において国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、妻が妻の保険料とまとめて、3か月ごとにC郵便局又はD銀行E支店において納付した。

保険料の納付を示す領収書は紛失したが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、申立期間以降、国民年金保険料の未納が無く、夫婦の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の妻は、昭和48年1月、A市B区役所において申立人の国民年金の加入手続を行った際、いつもは自宅近くの郵便局において納付していた自分の保険料をA市B区役所において納付したことを覚えているとし、申立人の国民年金の加入時期について、明確に記憶している。

さらに、申立人の妻は、昭和47年9月、結婚のため会社を退職した際、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、申立人の妻の国民年金制度への理解は深いものと考えられるところ、妻が自分の切替手続を行ったわずか4か月後に、夫である申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行わなかったとは考え難い。

加えて、申立人及びその妻の納付日が確認できる期間の保険料は、ほぼ夫婦同一日の納付となっていることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるところ、申立人の妻は申立期間（このうち3か月は除く）の保険料は納付されており、申立人の保険料のみ未納となっているのは不自然

である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの期間、57年7月から同年9月までの期間及び60年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和57年7月から同年9月まで
③ 昭和60年6月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付記録の確認ができない旨の回答があった。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に納付していたはずであり、申立期間について未納とされていることには納得がない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、60歳に到達した61年2月まで、申立期間を除き未納が無く、40年4月から50年3月までの10年間はいずれも前納しているなど、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

申立期間①については、申立期間の前後において国民年金保険料の未納が無い上、年度内の一部に未納期間がある記録はマイクロフィルム化して保存することとされているにもかかわらず、申立人の昭和50年度以降のマイクロフィルムが保存されていないことから、申立期間①を含む53年度の保険料がすべて納付済みであった可能性がうかがわれる。

また、申立期間②及び③についても、それぞれ3か月及び1か月と短期間であり、当該期間について保険料を納付しなかったことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の妻は、申立期間③直前の昭和60年4月及び同年5月の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人も当該期間

に係る納付書を受領しているものと考えられ、申立人のそれまでの納付状況からみて、両申立期間についての保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料に限らず、各種保険料の納付、加入申込みなどは、夫婦一緒に済ませることにしており、国民年金の加入手続及び保険料の納付は私の夫が行った。申立期間についても、夫が自分の国民年金保険料だけを納付し、妻である私の保険料を納付しないはずがない。領収証などの書類は4回の引っ越しでほとんど処分してしまったが、申立期間が未納とされていることに納得できない。申立期間について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年10月ごろ夫婦二人でA市B区役所に赴き国民年金加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、B社会保険事務所の払出簿により49年2月19日に払い出され、同日に資格取得とされていたことが確認できる（資格取得日は平成3年になって昭和48年10月24日に訂正されている）。また、申立人が所持する49年3月発行の国民年金手帳でも49年2月19日に資格取得した形跡があることから、申立期間のうち49年1月以前の期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

しかしながら、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料について未納が無く、申立人の夫も、20歳到達月から60歳到達月まで国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、夫婦共に保険料納付意識が高かったと認められ、資格取得日訂正前における加入当初の2か月が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人及びその夫は、昭和54年6月から平成3年6月まで付加年金に加入、平成3年7月から5年6月まで国民年金基金に加入、12年1月か

ら国民年金基金に再加入しており、手続年月日及び納付年月等の記録は夫婦で一致し、各種手続及び保険料納付は、夫婦一緒に行ったとの申立ては信頼できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月20日から26年5月22日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことであった。
しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年6か月後の昭和28年11月30日に支給決定されたこととなっている上、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和26年5月前後5年以内に資格喪失した者16人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給している者は申立人を含む3人と少ないことを踏まえると事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和26年x月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

なお、申立人の記録照会に対しA社会保険事務所では、昭和59年11月に申立期間を厚生年金保険被保険者期間とする回答をしている。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と6,665円相違

しており、相違額の発生した原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第一種から第三種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の第三種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 17 日から 45 年 5 月 13 日まで
昭和 39 年 2 月 18 日から 45 年 5 月 13 日までA社に勤務しており、退社する 1 年前ごろに同社のC事業所からB事業所へと配置転換となると同時に、職種も坑内員に変更になり、給与の額も増えた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間における厚生年金保険の被保険者種別を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社のC事業所からB事業所へと配置転換になった時から坑内作業に従事したと述べており、健康保険組合の解散時に社会保険事務所が引き継いだD健康保険組合台帳（以下、「組合台帳」という。）によると、申立人は昭和 44 年 3 月 17 日に配置転換していることが確認でき、申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に同事業所において坑内員として勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、坑内作業に従事してから給与額が増えたと述べており、社会保険事務所の記録によると、配置転換になった直近の定時決定の記録（昭和 44 年 10 月）では、標準報酬月額が 2 万 6,000 円から 3 万 6,000 円へと増額改定していることが確認できる。

さらに、①社会保険事務所の記録から申立当時に種別変更（第一種から第三種に変更）している 5 人の標準報酬月額を確認したところ、種別変更後の

直近の記録が1万円以上増額していること（坑外勤務者の改定幅は1万円未満となっている。）、②申立人が一緒に勤務していたという上司は第三種被保険者としての加入記録が存在すること、③当該上司は「申立人が勤務していたE課F係は全員第三種被保険者であった。」と述べており、当該上司と一緒に勤務していたとしている一人は、第三種被保険者として確認できること、④組合台帳によると、申立人の配置転換後の直近の定時決定記録が、坑内員と記載されていることから総合的に判断すると、申立人は、申立期間において第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡しているため確認できないが、事業主による厚生年金保険の第三種被保険者資格取得届及び喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に第三種被保険者資格取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年3月から45年4月までの第三種被保険者としての保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る第三種被保険者としての保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支社C部における資格取得日は、昭和24年1月1日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和24年1月から同年4月までの標準報酬月額を1,800円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月1日から19年3月31日まで
② 昭和22年6月1日から23年12月31日まで
③ 昭和24年1月1日から同年5月5日まで

D社には昭和18年10月に入社し、19年3月まで勤務しており、E業務をしていた。

F社には昭和21年8月に入社し、23年12月31日まで途切れることなく勤務し、G業務の仕事をしていた。

A社B支社C部には昭和24年1月に入社し、25年3月まで途切れることなく勤務し、E業務をしていた。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人が所持していたA社B支社C部が申立期間当時に発行した勤務証明書により、申立人が当該事業所に昭和24年1月1日から継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が入社時から一緒に勤務していたとする同僚6人については、社会保険事務所の記録により全員が昭和24年1月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿によると、当初、申立人の資格取得日は昭和24年1月1日と記載されてい

たが、同年5月5日に訂正されているものの、訂正理由や訂正年月日の記載が無いことから、当該訂正は合理的理由に基づく事務処理であったとは認められず、事業主は、申立人が同年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における被保険者名簿の記録から1,800円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①及び②について、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

3 申立期間①については、申立人から提出のあった辞令により、申立人は昭和18年10月1日に月給者としてD社に勤務していることが認められる。

しかしながら、D社を継承しているH協会に照会したが、当時の資料も無いことから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた上司及び同僚の併せて3人のうち一人は既に死亡しており、二人は所在が確認できないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況についての供述を得ることができないが、社会保険事務所の記録によると3人のうち二人について、当該事業所における申立期間の厚生年金保険加入記録は存在しない。

加えて、申立人の当該事業所における職種から判断すると、昭和19年9月までの期間は、厚生年金保険適用対象外の期間である。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

4 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、F社は、昭和25年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち二人は既に死亡しており、4人は所在が確認できないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況についての供述を得ることができず、社会保険事務所の記録によると6人のうち4人について、当該事業所における申立期間の厚生年金保険加入記録は存在しない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人と同じく昭和22年6月1日に厚生年金保険の資格を喪失している者が、従業員50人中32人確認でき、所在が判明した者に照会したところ、「申立人とは、昭和22年6月1日まで一緒に勤務した。申立人が23年12月31日まで勤務したか否かは

不明であるが、自分は、当該事業所が解散するということで清算業務を行って退職したので、従業員全員が22年6月1日に退職したものだと思っていた。」と供述している。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和23年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を昭和33年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月30日から同年12月1日まで
② 昭和24年7月1日から同年8月1日まで
③ 昭和33年9月26日から同年10月1日まで

申立期間①は、A社B工場に勤務していたが、同社には、昭和21年9月から24年6月まで継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、D社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、昭和24年8月1日に被保険者資格を取得したことになっている。

申立期間③は、C社に勤務しており、昭和33年10月1日にE社に転籍したが、この間も継続して勤務していた。

各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、当該期間においてA社B工場に継続して勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録により、申立人と同様に、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和23年9月23日に同社で同保険の被保険者資格を喪失し、同社B工場が同保険の適用事業所となった同年12月1日に同工場で被保険者資格を取得した者が12人確認できるとともに、①当該12人のうち生存が確認された者4人に照会したところ、いずれも、「入社以来、退社するまでA社B工場に継続して勤務しており、申立期間においても仕事の内容や雇用形態に変化は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」と供述していること、②社会保険事務所の記録により、A社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった23年9月23日に、再び適用事業所となったことが確認できるとともに、同日に同社で被保険者資格を取得した者は、いずれも同日以前に同社本社において被保険者であった者であり、同社B工場の従業員で同日以前に同社において被保険者であった者はいないことが確認できること、③同社の社史において、23年9月前後に同社の組織改編が行われたことをうかがわせる記載があることを踏まえると、同社では、23年9月23日までは、同社B工場に勤務する者も同社本社で厚生年金保険の被保険者としていたが、同日を以て同社本社の被保険者を本社勤務の者だけとする取扱いに変更したものの、何らかの理由により、同社B工場を新たに厚生年金保険の適用事業所とすることが遅れたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和23年12月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

一方、上述のとおり、社会保険事務所の記録によれば、A社B工場は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同工場は適用業種の事業所であり、複数の同僚の供述等により、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B工場が昭和24年6月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、

申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③については、C社の登記簿謄本及びE社が保管する辞令簿により、申立人がC社に取締役として継続して勤務し（昭和33年10月1日にC社からグループ会社であるE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和33年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②については、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、D社に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、申立人が、当時、当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚等4人は、いずれも既に死亡していることから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない上、当該4人のうち二人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、それぞれ、昭和24年9月1日、25年10月29日であり、いずれも、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

加えて、申立期間②の前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された者二人に照会したものの、申立人が昭和24年7月1日から当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかったほか、当該二人のうち一人については、自身が記憶する入社日から1か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市役所B部における資格取得日に係る記録を昭和42年10月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とするとともに、A市C事業所における資格取得日に係る記録を同年11月1日、資格喪失日に係る記録を43年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から43年1月1日まで

申立期間はA市C事業所で臨時職員として継続して勤務しており、昭和43年1月にA市職員として採用され、共済組合員となった。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚が、「申立人は、昭和42年10月からA市C事業所に勤務していた。」と供述しているとともに、当時、申立人が市職員の採用内定者であったことや、申立人が配属された課係名、業務内容等についても具体的に供述していることから判断すると、申立人は、申立期間においてA市C事業所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年11月1日であることが確認できるが、同日に当該事業所で同保険の被保険者資格を取得した者15人は、いずれも同日までA市役所B部で同保険の被保険者であったことが確認できるとともに、このうち供述が得られた6人は、いずれも「同日以前にA市C事業所で臨時職員として採用され、同日以降も継続して同事業所に勤務していた。」と供述

していることを踏まえると、当時、A市では、同市C事業所に勤務する臨時職員について、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については同市役所B部で被保険者資格を取得させ、同事業所が適用事業所となつて以降は同事業所で被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

さらに、当該6人のうち、勤務期間に関する供述があつた4人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、自身が記憶する採用時点と厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が一致していることが確認できることから、当時、A市では、同市の事業所で採用した臨時職員について、採用と同時に同保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、上述の15人のうち、申立人と同様に昭和43年1月以降にA市の正職員となった者二人は、いずれも臨時職員であつた期間についてA市役所B部及びA市C事業所において継続して厚生年金保険の被保険者であつたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢の同僚のA市役所B部に係る昭和42年10月の社会保険事務所の記録並びに同人のA市C事業所に係る同年11月及び12月の社会保険事務所の記録から判断すると、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から51年3月まで

親が国民年金に加入していたので、夫婦で加入しないと老後に年金給付を受けられないと聞き、結婚後、昭和49年の6月か7月にA病院で産婦人科診察の帰りにB市C区役所で加入手続を行った。その時、夫が加入していないことを知り、一緒に加入手続をした。年金の支払方法が1年分一括か、4期に分割して納付するかと聞かれたので、分割でお願いし納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付時期等に係る具体的な記憶が無いため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録から昭和51年9月に夫婦連続番号で払い出されていることが確認でき、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の夫も申立期間は未納である。

さらに、申立期間当時、B市では国民年金加入手続窓口で過年度保険料の納付希望者には納付書を交付していたが、申立人は加入手続時に窓口で納付書の交付は受けておらず、国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から51年3月まで

妻の親が国民年金に加入していたので、夫婦で加入しないと老後に年金給付を受けられないと聞き、結婚後、昭和49年6月か7月に妻がA病院で産婦人科診察の帰りにB市C区役所で加入手続を行った。その時、私が加入していないことを知り、私の分と一緒に妻が加入手続をした。年金の支払方法が1年分一括か、4期に分割して納付するかと聞かれたので、分割でお願いし納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻の記憶も明確でないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録から昭和51年9月に夫婦連続番号で払い出されていることが確認でき、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の妻も申立期間は未納である。

さらに、申立期間当時、B市では国民年金加入手続窓口で過年度保険料の納付希望者には納付書を交付していたが、申立人の妻は加入手続時に窓口で納付書の交付は受けておらず、国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 46 年 3 月まで

昭和 42 年 4 月から A 県の大学に進学し、B 市から A 県 C 市に住所を移した。20 歳になった同年 7 月から大学を卒業した 46 年 3 月までの期間について、母親が B 市で国民年金加入手続及び保険料の納付をしてくれた。同年 4 月に就職したので、母親に、「もう払わなくてもいいよ。」と話した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと供述しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身はそれらに関与しておらず、その母親は現在 90 歳を超えており、納付状況等の聴取は困難である。

また、B 市では申立期間当時、満 20 歳に達する者に対して国民年金加入手続が行われる前にあらかじめ国民年金手帳記号番号を払い出していたが、当時学生であった申立人は任意加入の手続をしていなかったため、旧国民年金法（昭和 60 年改正前）第 7 条第 2 項第 8 号（学生）該当により、払い出された手帳記号番号は取り消されていることが B 市の保管する国民年金被保険者台帳より確認できるほか、申立期間である昭和 42 年 7 月から 46 年 3 月までに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、大学に入学した昭和 42 年 4 月に B 市から A 県 C 市に住所変更しており、申立人の実家で母親が申立人の国民年金の加入手続を行うことは制度として不可能であるとともに、申立人には申立人自身あるいはその母親が申立人の転入先で国民年金の加入手続を行ったとする記憶も無い。

加えて、申立期間は 45 か月と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

昭和52年7月に国民年金に加入した時から付加年金に加入しており、私名義の不動産収入も相当額あることから、申立期間の付加保険料が未納になっているのは納得がいかない。間違い無く納付したと確信しているため、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

付加保険料については、旧国民年金法（昭和60年改正前）第87条の2第4項の規定により、「付加保険料は納期限までに納付しなければ、同条第3項の規定により付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなす。」とされており、納期限経過後には納付できないとされているところ、申立期間の国民年金保険料（定額保険料）の納付日は昭和60年11月6日となっている。

また、A市が保管する昭和59年度の国民年金被保険者名簿において申立期間の国民年金保険料が現年度納付されたとする記録は無く、昭和61年に作成された年度別納付記録においても申立期間については、定額保険料のみが納付された記録となっており、社会保険庁とA市の記録に不合理な点は見られず、申立期間については納期限経過後に過年度納付したことにより、付加保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 44 年 4 月から 59 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 44 年 4 月から 59 年 2 月まで

最初の国民年金の加入手続は、私が昭和 36 年 3 月ごろ A 村役場で夫婦二人分を行った。

昭和 39 年 3 月まで A 村に住んでいたが、地元の仕事が無く出稼ぎで生計を立てていたため、国民年金保険料を納付するほどの収入が無く未納であった。

昭和 39 年 4 月に親類の説得もあり B 職として働くために C 村（現在は、D 市）に転居した。

申立期間の国民年金保険料は、妻が役場や出張所で夫婦二人分を納付していた。妻の国民年金手帳や保険料の領収書は残っている。私の国民年金手帳や領収書は引っ越しをした際に紛失したが、領収書の一部（昭和 45 年度及び 46 年度分）が保管されており、これは妻の分ではなく私の領収書である。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できないので、納付したことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、「妻が役場か出張所で夫婦二人分を納付していた。」と供述しており、その妻も同様の供述をしている。

また、申立期間のうち昭和 45 年度分及び 46 年度分の国民年金保険料については、「昭和 45 年度国民年金保険料納付通知書及び領収書の世帯主名が私

の名になっているので、この領収書は私の領収書である。」と供述している。

さらに、夫婦共に「妻が二人分を一緒に支払った。」と供述しており、その妻の国民年金保険料は申立期間を含め未納期間は無い。

加えて、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料について、社会保険事務所が平成 19 年 11 月 19 日付けで行った照会に対する回答では、「国民年金保険料納入通知書兼領収証」の期別保険料額が申立人の納付すべき金額と相違していることを理由に、申立人の保険料を納付したものと認めていなかったが、20 年 1 月 7 日付けで行った照会に対する回答では、当該領収証の表紙を確認した結果、申立人本人が被保険者であることが判明したことから、申立人に係る領収証と認められ納付記録が訂正されている。

しかしながら、申立人が自分の国民年金保険料に係る領収書であると主張している、昭和 45 年度保険料領収書の世帯主氏名は申立人であり、被保険者数の欄に 1 名と手記されているが、第一期領収額は 750 円、第二期以降の三期の各領収額は 1, 350 円と明記され当時 35 歳未満であった申立人の妻に係る領収書と推認され、これによって、その妻の所持する国民年金手帳に検認印が押されたと考えるのが自然である（領収日と検認日は、第一期は同一日であるが、第二期以降は、領収日より数日後に検認されている。）。

また、昭和 46 年度保険料領収書は、書式が変更されており世帯主名に加えて被保険者氏名を記入する欄が設けられており、そこには、その妻である「E 子」と記録されていることから、申立人の保険料に係る領収書ではないことは明白である（当該年度の妻の保険料はすべて市役所の出張所で納付されていることから検認日は領収日より数日後となっている。）。

さらに、申立人の申立期間が 227 か月と長期間であるにもかかわらず、申立人の国民年金保険料を納付していたことを証明する国民年金手帳及び領収書のみ保管されていない（申立人の妻については保管されている。）ことは不自然であり、その他納付の事実を証明する関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

加えて、申立人に対して、それ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 61 年 3 月まで

昭和 55 年か 56 年ごろに A 市役所で国民年金の加入手続をし、A 市から送付された納付書により A 市役所内の B 銀行取扱窓口（当時は C 銀行）で国民年金保険料を納付したが、未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人が所持する年金手帳に始めて被保険者となった日が、「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されており、この時期に係る周辺の国民年金被保険者の手帳記号番号払出状況から、昭和 61 年 4 月ごろと認められ、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人は申立期間に係る保険料の納付先を市役所内の金融機関で納付したと供述しているが、A 市によると、当該金融機関においては市の公金（税金、国民健康保険料及び水道料金等）を収納しており、国民年金保険料は取り扱っていなかったとの回答を得ており、申立人の納付方法に関する供述は合理性に欠ける。

これら国民年金の加入手続、保険料の納付方法及び納付場所についての記憶が曖昧であるなど納付状況が不明確である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間はすべて任意加入期間のため国民年金保険料を遡^{さかのぼ}って納付することはできない。

加えて、申立期間は 83 か月と長期間である上、申立期間以外にも国民年金の未加入期間が存在しているなど、特に国民年金制度に対する意識が高かったとは言えない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 864

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 47 年 3 月
地区の自治会長の家に役場の職員が来て、国民年金保険料を徴収していた。国民年金保険料は 150 円から 250 円と記憶しており、納付事実が確認できないという社会保険事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間は 56 か月と長期間であるほか、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる祖母は、既に他界しているため、証言を得られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 47 年 4 月ごろと推認されるが、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関わっていないため、加入手続及び納付状況は不明である。

さらに、社会保険庁の記録から申立期間は未納となっていることが確認できるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月まで

家の跡取りとして両親と同居しながら、16 歳の時より家業を手伝っていた。両親は国民年金制度発足時から加入し、私も 20 歳から国民年金に加入していたと記憶している。自宅に保険料の集金人が来ていたので、私一人だけ未納になっているのは考えられない。申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、申立人の母親が行ったとして申立人は関与しておらず、申立人の母親は高齢のため当時の状況について具体的な記憶が無く、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録から昭和 39 年 10 月に払い出されていることが確認できることから、そのころに国民年金の加入手続が行われ、申立人の 20 歳誕生日前日までさかのぼって資格取得が行われたと推認できる。

さらに、同手帳記号番号が払い出された昭和 39 年 10 月の時点で、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付する以外には納付の方法が無いが、A 市では、集金人が過年度保険料の収納事務を行うことは無く、過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保有する申立人に係るマイクロフィルムには、昭和 38 年度欄に「時効消滅 4 月～3 月」と記載されている上、A 市の過年度納付記録にも申立期間は未納と記録されている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から平成8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から平成8年3月まで

私は、昭和61年4月ごろA市役所で国民年金の加入手続きを行い、私と妻の国民年金保険料二人分を納付してきたはずである。

昭和61年から平成8年までの所得税確定申告書の写しを添付するので、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る所得税の確定申告書の控え、それを基に作成した申立人及びその妻二人分の国民年金保険料額のメモを提出しているが、これらの資料以外に申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人の国民年金保険料の納付状況についての記憶もあいまいであり、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は121か月と長期間であるとともに、申立人の妻も、申立期間のほとんどである120か月の未納期間が存在する。

さらに、申立人が提出した所得税の確定申告書の控えに記載されている社会保険料控除額のうち、扶養者数が記載されている等により、国民健康保険料の納付対象者数が確定できる平成4年から7年分までの国民健康保険料を、B市から提供のあった国民健康保険税率一覧表を基に試算したところ、当該期間の社会保険料控除額は、国民健康保険料に相当する金額のみであって、申立人が主張する申立人及びその妻二人分の国民年金保険料は含まれていないことが推認できる上、それ以前の社会保険料控除額についても、4年から7年までの控除額を上回る額ではないため、同様に国民健康保険料のみであったことが推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成8年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫が納付してきたはずである。昭和61年から平成8年までの所得税確定申告書の写しを添付するので、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の夫が提出した所得税確定申告書の控え、それを基に作成した申立人及びその夫二人分の国民年金保険料額のメモ以外に、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人の夫は、国民年金保険料の納付状況についての記憶もあいまいであり、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は120か月と長期間であるとともに、申立人の夫も、申立期間を上回る121か月の保険料の未納期間が存在する。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は平成8年6月において、昭和61年4月1日時点の資格を第3号被保険者から強制加入被保険者である第1号被保険者に変更されており、申立期間当時は第3号被保険者となっていたことから、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人の夫が提出した所得税の確定申告書の控えに記載されている社会保険料控除額のうち、平成4年から7年分までの社会保険料控除額は国民健康保険料に相当する金額のみであって、申立人の国民年金保険料は含まれていないことが推認できる上、それ以前の社会保険料控除額についても、4年から7年までの控除額を上回る額ではないため、同様に国民健康保険料のみであったことが推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 28 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 39 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同年 9 月 30 日まで継続して勤務していた。その後すぐに、同年 10 月 1 日に B 社に入社し、40 年 6 月 30 日まで継続して勤務していた。これら 2 社における厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の記録が無いとのことであった。

給与明細書等は保管していないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社の同僚の供述から判断すると、退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人及び社会保険庁のオンライン記録により申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる同僚 4 人からは、申立人に係る厚生年金保険の適用状況についての具体的な供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び同保険被保険者原票には、申立期間当時、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿及び同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難

い。

なお、当該事業所は昭和 57 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、B社の同僚の供述から判断すると、退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる同僚二人に照会したものの、申立人に係る厚生年金保険の適用状況についての具体的な供述は得られない。

なお、当該事業所は、「当時の事業主及び申立期間当時の社会保険事務を担当していたと思われる事業主の妻共に既に亡くなっており、当時のことは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、雇用保険の加入記録においても、被保険者記録は存在しない。

- 3 これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月から 44 年 7 月まで
② 昭和 57 年 10 月 27 日から 59 年 3 月まで

申立期間①については、父親が株主であったA社において事務の見習いとして勤務していた。当該事業所の給与は現金支給で、社会保険料が控除されていたと記憶している。

また、申立期間②については、「B社」において、C職として勤務しており、給与から社会保険料が控除されていたと記憶している。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、当該事業所の所在地を管轄する法務局には当該事業所名及び類似の名称の商業登記の記録は無い。

さらに、当該事業所の事業主と推定できる者は、社会保険事務所の記録によると厚生年金保険に加入した形跡は無い上、連絡先が不明であることから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

加えて、申立人は一緒に勤務していた同僚について、名字のみしか記憶し

ておらず、この同僚を特定することができないため、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

その上、申立期間①における、申立人の雇用保険被保険者の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和 57 年 10 月 27 日から 58 年 11 月 7 日まで、「D 社」において勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する記録によると、「D 社」は、昭和 58 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、同年 3 月末日以前は、厚生年金保険の適用事業所に該当しないことが確認できる。

なお、「D 社」と代表取締役及び住所が同一である「B 社」は、昭和 57 年 5 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②は適用事業所ではないことが確認できる。

また、「D 社」は昭和 59 年 4 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は連絡先が不明であることから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、「D 社」において同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 58 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、これより前に当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡は無い。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚及び社会保険事務所の記録において申立期間②当時に「D 社」において被保険者であったことが確認できる者 5 人に照会し、このうち回答があった一人からは、申立人が同事業所で勤務していたことについて供述は得られたものの、申立人の厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られない。

その上、「D 社」及び「B 社」両事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 47 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社に昭和 44 年 7 月 26 日から 48 年 6 月末までの期間は継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人はA社において、昭和 44 年 7 月 26 日から同年 11 月 30 日までの期間、45 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間、46 年 3 月 15 日から同年 11 月 30 日までの期間及び 47 年 5 月 1 日から 48 年 6 月 15 日までの期間について勤務していたと認められるが、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、昭和 44 年 7 月 26 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 47 年 8 月 1 日から 48 年 7 月 1 日までの期間はA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし申立期間については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「当時の関係書類は残されておらず、申立人の勤務状況については確認できない。また、当時、季節雇用者は厚生年金保険に加入させておらず、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた状況にはなかった。」との回答を得ている。

加えて、申立人がA社で一緒に働いていたと名前を挙げ、生存が確認できた同僚4人に照会したところ、3人から回答が得られ、いずれも、「申立人は、季節雇用のB職として勤務していたが、雇用期間は分からない。」としており、また、当時、事務を担当していた者は、「当時、B職は日給で、稼働日数により給料の額に幅があるため、保険料が高い健康保険、厚生年金保険よりも国民健康保険、国民年金の加入を希望したので、昭和45年以降は厚生年金保険には加入していないと思う。加入記録があるとなれば、冬も通して仕事をしていた時期ではなかったのかと思う。申立期間において厚生年金保険に加入していたのは、通年で雇用されていた社長、事務員及びC職であった。また、厚生年金保険料を給与から控除して、未加入にすることはなかった。」との供述を得たことから、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間における厚生年金保険の被保険者は同僚の供述どおり通年雇用者のみであることが確認できる。このことから、当時、事業主は勤務していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月から同年11月まで

昭和30年5月から同年11月まで、31年5月から同年11月まで、それぞれA社B工場（昭和39年1月に、C社B工場に名称変更。現在は、C社。）で勤務し、仕事内容は同じであったのに申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間においてA社B工場に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、C社には、当時の資料は保存されておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚4人に照会したところ、全員から申立人が当該事業所に勤務していたとする供述が得られたものの、それ以上の供述は得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚のうち二人は、社会保険事務所の記録によると、本人が記憶している入社日から1年以上経過してから厚生年金保険に加入しており、申立人を当該事業所に紹介したとする同僚も、本人が記憶している入社日から3年経過してから厚生年金保険に加入していることが確認で

きることから、申立期間当時、当該事業主は、申立人等の季節雇用者について採用後一定期間が経過するまでは厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと推察できる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月から同年 8 月 25 日まで

申立期間は、A社B支店で勤務していたが、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

給与明細書等の資料は無いが、当時の同僚には厚生年金保険の加入記録があり、健康保険証を使用していた記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店における同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時、新規採用の者については、厚生年金保険に加入させない試用期間が数か月あった。」と回答しており、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人及び社会保険事務所の記録から申立期間に当該事業所において被保険者であったことが確認できる者のうち一人が、共に「申立期間当時、当該事業所では試用期間があった。」と供述している。

さらに、試用期間があったと供述している者のうち一人については、本人が記憶している入社時期と社会保険事務所の厚生年金保険の記録を比較したところ、入社約1か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当該事業主は、採用後直ちには厚生年金保険

の加入手続を行っていなかったと推察できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 26 日から 46 年 1 月 5 日まで
昭和 42 年 12 月 1 日から 48 年 5 月 20 日まで、A 社で B 職として勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。
保険料控除を証明する書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において A 社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料の控除の状況等に係る具体的な記憶が無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人及び社会保険事務所の記録により、申立期間当時に当該事業所において被保険者であったことが確認できる 6 人に照会したところ、うち 5 人が「申立期間当時に当該事業所の雇用形態が請負的な仕事形態になった。」と述べており、さらにうち一人が、「昭和 43 年から 47 年ごろまで当該事業所で働いていた。44 年ごろに当該事業所の雇用形態が実質的に請負に変更され、給与額が増加したのと同時に、給与から諸経費が引かれた上、厚生年金保険料は会社負担が無くなり全額自己負担となったので厚生年金保険の加入をやめた。」と供述していることから、申立人も雇用形態が変更され、厚生年金保険被保険者の資格要件を欠くに至った可能性が高い。

さらに、社会保険事務所に保管されている当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の昭和 42 年 12 月 1 日付け資格取得及び 44 年 5 月 26 日付け資格喪失の記録があり、かつ、46 年 1 月 5 日付け資格再取得及び 48 年 5 月

20 日付け資格喪失の記録があることから、両期間については申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できるが、申立期間においては申立人の加入記録は確認できない。

加えて、同名簿によると、申立期間に被保険者記録が確認できる他の被保険者には昭和 44 年 10 月及び 45 年 10 月の定時決定に係る処理がなされているところ、申立人には当該記録が無いことから、申立人は社会保険事務所の記録どおりの 44 年 5 月 26 日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出が事業主により提出されたと考えられる。

このような状況の下、当該事業所が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

なお、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したものの、当時の代表取締役は、「資料が無く不明である。」と供述しており、申立人の申立事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から29年10月まで

A社B事業所に勤務していた昭和28年4月から29年10月までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

当該期間においては、A社B事業所が運営するC施設でD職として勤務しており、退職時には求職者給付を受給したことを覚えていることから、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同職種であった複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A社B事業所が運営するC施設で勤務していたことは推認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査した結果、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無い上、同名簿の記録について、不自然さはみられない。

さらに、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ、事業主は「確認できる資料が無いため、全く不明である。」と供述している上、申立期間当時における所長は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできな

い。

加えて、申立人と同職種であった同僚8人のうち4人は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い上、残る4人のうち厚生年金保険の加入事業所名が特定できない一人を除く3人においても、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とは、最大で57か月間相違していることが確認できる。

その上、前述の同僚8人のうち所在が特定できた4人に照会したところ、4人全員が「厚生年金保険に加入するのは正職員となった時であるが、申立人は、臨時職員であったと思う。」と供述していること、及びこれら4人のうち当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる二人は、「正職員となった時に厚生年金保険に加入したが、臨時職員であった期間は、厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは無い。」と供述していることを併せて判断すると、申立人についてのみ、入社日から厚生年金保険が適用されていたとは考え難い上、当該事業所においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 11 月 26 日から 20 年 2 月 26 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、徴用されて勤務していた申立期間について脱退手当金を受給している旨の回答を受けたが、支給時に当たる昭和 20 年 3 月から同年 7 月末まではA社所属の船舶に乗船していたので請求することができず、受給できなかつたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所から提出された厚生年金保険に関する帳簿には申立人に脱退手当金が支給されと考えられる記載がある上、当該事業所では「当時は脱退手当金制度の説明を行い、代理請求を行っていたと思われる。」と回答していることから、申立人については事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえる。

また、申立人の場合、「徴用されて勤務していた事業所を退職しA社所属の船舶に乗船した。」と供述していることから、当時における支給要件の「被保険者が徴用の解除となりたるに因りその資格を喪失したるとき。」に該当していたと判断される。

さらに、申立期間の脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和 20 年 7 月 24 日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

なお、申立人は、支給時である昭和 20 年 7 月中は船舶に乗船しており受給できなかつたはずであるとしているが、支給決定日と実際の受給日とは異なる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月14日から29年8月1日まで
② 昭和29年9月1日から31年3月26日まで
③ 昭和33年5月25日から36年11月25日まで

申立期間の厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和37年5月14日に脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。結婚後はA市に住んでおり脱退手当金は請求していないので、当該期間について年金として受給できるよう認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③の厚生年金保険被保険者記号番号は、事業所を退職した約2か月後の昭和37年2月7日に重複取消処理が採られたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年5月14日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年5月14日に支給決定されている上、社会保険庁が管理する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のため必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年11月25日の前後2年以内に脱退手当金を受給している者は申立人を含め9人であるが、そのうち5人は2か月

後から5か月後に支給決定されている上、申立人と同時期に退職した同僚は、「退職時に事業所から脱退手当金についての説明を受け、会社が請求手続を行ってくれた。」と供述している。

なお、申立人は昭和37年4月にA市に転居していることから、当該事業所を所管する社会保険事務所で請求手続はできなかつたと主張しているが、裁定請求は最終事業所の所在地を管轄する社会保険事務所以外のどこの社会保険事務所でも受理することができることになっているほか、脱退手当金の隔地払いの方法も行われており、受給が困難とは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月14日から34年8月22日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金支給済みのため被保険者期間とされない旨の回答をもらった。当時はどこに社会保険事務所があるかも知らなかったし、また、受給した覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者名簿について、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年8月の約4年後までに資格喪失した女性11人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め10人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日から2か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年10月23日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月26日から52年6月25日まで
② 昭和53年7月21日から57年11月1日まで

申立期間①については、A社の事業主として、昭和51年4月から53年7月まで勤務していたが、社会保険事務所の記録では、この期間は厚生年金保険に加入していないことになっている。

また、申立期間②については、B社の事業主として勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の加入が昭和57年11月1日からとなっている。

事務のことはすべて経理担当者に任せていたので詳細は分からないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、商業登記簿謄本により申立人はA社の代表取締役であったことが確認できるが、当時の人事記録及び給与支給台帳等が保存されていないとしていることから、当該事業所における厚生年金保険の適用等について確認できない。

また、社会保険事務所の記録により昭和51年5月1日（当該事業所の厚生年金保険新規適用年月日）から53年1月26日まで当該事業所における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる社会保険事務を担当していた者によると、「資金繰りの関係で厚生年金保険料の支払いが時々遅れる

こともあった。」と供述しており、同様に同期間当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は、「私は当該事業所の創成期に入社した。当該事業所ではB社の営業も行っていたが、売上がなかなか上がらず給与がもらえなくなる者もいた。」と供述しているところ、申立人が当該事業所において厚生年金保険の資格を喪失している51年8月26日には、当時の当該事業所における厚生年金保険被保険者17人のうち申立人を含む10人が資格喪失していることが社会保険事務所の記録により確認できることから、当時、何らかの事情により一部の者について厚生年金保険の資格を喪失させたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票によると、継続して被保険者であった者には昭和51年10月の定時決定の処理がなされているところ、申立人は当該記録が無い。このように、申立人の同年の定時決定の記録が無いのは、同年8月に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出が提出されたためであると考えられ、当該原票の記載内容に格別不自然さは認められない。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所の記録によるとB社は昭和57年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のほとんどは適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により申立人は当該事業所の代表取締役であったことが確認できるが、当時の人事記録及び給与支給台帳等が保存されていないとしていることから、当該事業所における厚生年金保険の適用等について確認できない。

さらに、当該事業所において、厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間②は別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらず、そのうち所在が確認できた者によると、「入社して1年くらいしてから厚生年金保険に加入した。お金はすべて代表取締役の奥さんが取り仕切っており、事務手続もすべて奥さんが行っていたが、加入以前から厚生年金保険料が給与から控除されていたことは無かった。」と供述しており、申立人の妻は既に死亡しているため、当該事業所における厚生年金保険の適用等について確認できない。

加えて、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和57年11月1日と記載されており、その記載内容に格別不自然さは見られない。

- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、両申立事業所の代表取締役であった申立人は、両事業所における事務についてはすべて担当者に任せていたので詳細は不明であるとしているが、①A社の従業員であった者が両事業所の営業を行っていたと供述していること、②B社の従業員であった者が事務はすべて申立人の妻が行っていたと供述していること、③申立人は当時の両事業所の従業員数はそれぞれ 20 人及び 10 人ほどであったとしていることから判断すると、申立人が両事業所における社会保険業務への影響力が無い状態であったとは言えない。このため、仮に申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたとしても、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）第 1 条第 1 項ただし書の規定により、「当該事業主が当該業務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、両申立期間については厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付等に関する法律において厚生年金保険被保険者として記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 40 年 3 月 30 日まで
申立期間については、A社に勤務していた。B業務が主な仕事で、C業務も行っていた。
厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情はない。

また、雇用保険の加入記録においても、申立期間における申立人の記録は存在しない。

なお、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、事業主は、「従業員の定着率が悪く、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除していなかった。」と述べているとともに、事業主に係る社会保険事務所の記録によると、申立期間には国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前を名字しか記憶していないことから同僚を特定することができず、事業主から名前の挙がった申立期間に当該事業所に勤務していた二人に照会したところ「当該事業所は給与も現金で渡され明細書等も無く、厚生年金保険料が控除されていたか否かは分からないが、健康保険被保険者証はもらった記憶が無い。」と述べており、当該同僚についても、社会保険事務所の記録によると、申立期間には国民年金に加入して

おり、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 692

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月ごろから 34 年 3 月ごろまで
② 昭和 34 年 4 月ごろから 37 年 3 月ごろまで
③ 昭和 58 年 4 月ごろから 60 年 3 月ごろまで

申立期間①については、勤務時期ははっきりしないが、A社に1年程度勤務していた。

申立期間②については、A社を退職後すぐにB社に勤務していた。

申立期間③については、C社に勤務しD作業をしていた。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、A社は、社会保険事務所の記録によると、昭和 37 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、同社において厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、社会保険事務所の厚生年金保険記録を確認したところ、申立期間は厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

また、当該事業所を継承したE社に照会したところ、資料が保存されていないため、当時の状況が確認できない上、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人の名前に記憶は無く、申立期間には厚生年金保険に加入しておらず、給

与からも保険料が控除されていた記憶は無い。」と述べている。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人の複数の同僚の供述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実までは確認できない。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた時期が曖昧であり、前述の同僚に照会したが、申立人が勤務していた期間を特定することができない。

さらに、当該事業所に照会したところ、「当時の資料は何も保管されておらず、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況については不明であるが、昭和35年4月に入社した現在の事業主は申立人の名前に記憶が無い。」と述べている。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間③については、事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業主に照会したところ、「申立人はアルバイトであり、当時、アルバイトは厚生年金保険には加入させていなかった。」と述べており、申立人が名前を挙げた同僚についても社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、「自分は正職員になってから厚生年金保険に加入し、それ以前のアルバイト時代には申立人と一緒にD作業をしていた。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は当該事業所の人事記録により確認できる正職員となった日と一致する。

さらに、当該事業所における雇用保険の記録においても、申立人の加入記録は存在しない。

加えて、厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立期間の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 12 月 1 日まで
② 昭和 31 年 1 月 30 日から同年 2 月 1 日まで

A社には昭和 29 年の春ごろから勤務し、31 年 1 月末日をもって退職したと記憶しているが、社会保険事務所の記録によると、同事業所における厚生年金保険の加入期間が極端に少ない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間当時、申立人と一緒にA社に勤務していた複数の同僚の供述により、申立人が昭和 29 年 4 月ごろから同社に勤務していたことは推認できるが、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、当該事業所によると、当時の社会保険関係等の資料は一切残されておらず、昭和 30 年前後に在籍していた社員についても所在の確認ができないとしており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

2 申立期間①について、社会保険事務所の記録により、申立人と同日の昭和 30 年 12 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得している者は、「申立人とは同じぐらいの時期の入社だと思う。当時は入社後 1 年ぐらい見習いであり、その期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べており、申立人から名前の挙がった同僚は、「入社後に試用期間があり、一定期間が経過した後厚生年金保険に加入していた。」と述べていることから、事業主は、従業員が入社後、一定期間をおいて厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を行

っていた状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②については、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和31年1月30日となっており、資格喪失日の記載に不自然な点は見受けられない。

また、前述の同僚も、申立人が退職した時期については記憶しておらず、申立人の退職日や厚生年金保険料控除の状況について確認できる供述等を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険の資格を喪失した者95人（申立人を除く。）の記録を確認したところ、月初喪失者は21人、月末喪失者は4人、その他の被保険者の資格喪失日もそれぞれであり、所在が確認できた一人（11月27日喪失者）に照会したところ、「自分の資格喪失日は、誤りが無い。」と述べている。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月から 34 年 12 月 1 日まで
② 昭和 35 年 3 月 1 日から 37 年 5 月まで

昭和 33 年 5 月ごろから 2 年間から 3 年間は、A 社（現在は、B 社。）C 営業所に勤務しており、D 職の仕事をしていた。社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者期間は 3 か月しか無いが、当時は生活に一生懸命の時と記憶しているので、3 か月くらいで会社を辞めてしまうことは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 C 営業所の元所長及び一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間に同営業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が両申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料控除に関する具体的な記憶は無い。

また、A 社によると、C 営業所は既に廃止されており申立人の人事記録等は無いため、両申立期間における勤務実態や厚生年金保険料控除については不明であるとしているが、同社が保管する社会保険に関する台帳に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、①社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所 C 営業所の所長であったとする者は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日以前の昭和 34 年 11 月 26 日に資格喪失していること、②当該事業所の事務員が申立人と同じ D 職であったと供述している者には当該事業所における被保険者記録

が存在しないこと、③当該事業所に照会したところ「試用期間を設けており試用期間中は社会保険の加入は無かった。」としていること、④当該事業所が保管する「健康保険並びに社会保険加入規定」によると、D職については、勤務成績により社会保険の加入資格が与えられていたことが確認できること等を併せて考えると、事業主は、勤務していたすべての期間において厚生年金保険に加入させていたとは限らない実態がうかがえる。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月1日から33年10月1日まで
② 昭和39年5月16日から40年12月31日まで

申立期間①についてはA社B支店にC職として勤務していた。申立期間②については、昭和40年12月31日まで、D社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、39年5月16日に厚生年金保険の資格を喪失している。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

2 申立期間①について、A社B支店は昭和50年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため同社本社に照会した結果、当時の関係資料は保管していないとしているものの、「当時、C職は委任契約の歩合給制であるため入社時には厚生年金保険に加入させておらず、1期(3か月)ごとに契約更新の審査があり、特に勤務成績が優秀な者以外は8期(24か月)更新したC職でなければ厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人は、申立期間において当該事業所の厚生年金保険の加入記録は見当たらず、このうち一人は「自分はC職をしていたが、申立人の名前に記憶が無い。厚生年金保険の加入状況についても分からない。」と供述している上、二人は申立期間以降である昭和34年10月10日に資格取得していることが社会保険事務所の記録により確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた3人に照会したところ、一人は「申立人と一緒に勤務したことは無い。」と供述しており、他の二人も「申立人が勤務していたか否か分からない。」と供述している。

加えて、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番も見られないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所の記録によるとD社は昭和40年10月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間の一部は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の事業主に照会したところ「当時の資料は一切残っていないが、当該事業所は昭和39年5月に廃業となり、それ以降は残務整理を行っていたため、従業員は使用していなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において、申立人と同日である昭和39年5月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者が5人（このうち一人は申立人が名前を挙げた同僚）存在し、このうち聴取できた総務事務担当であった者によると、「自分が給料をまともにもらったのは昭和39年4月までであり、翌月以降は約束どおりの給料がもらえなくなったので、厚生年金保険の加入もその時点でやめ、厚生年金保険料は給料から控除されていなかったはずである。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の被保険者原票には申立人の資格喪失日は昭和39年5月16日と記載されており、この記載に不自然な点は見受けられない。

- 4 このほか、申立人の両申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から26年8月1日まで
② 昭和26年10月1日から27年4月1日まで

昭和24年4月1日から27年3月31日までA社に勤務しており、B作業やC作業を行っていたが、社会保険庁の記録では、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和42年9月8日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

2 申立期間①については、複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年6月1日であることが確認できることから、申立期間①のうち24年4月1日から26年5月31日までの期間については、当該事業所は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚のうち個人が特定でき、生存が確認された二人及び当該事業所が適用事業所となって以降に当該事業

所で被保険者資格を取得した者のうち生存が確認された4人に照会したところ、このうち当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたとの供述があった4人のうち二人については、いずれも、適用事業所となった後1年3か月経過した時点で被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所では、厚生年金保険の適用事業所となった後、一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えられる。

- 3 申立期間②については、同僚の供述から判断すると、退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚を含む上述の同僚二人及び申立期間当時、当該事業所において被保険者であった上述の4人に照会したものの、申立人が昭和27年3月末日まで当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が同日まで当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時、当該事業所において被保険者であった上述の4人のうち一人は、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する退社時点の1年9か月前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、理由は不明だが当該事業所では、必ずしも退社日に合わせて被保険者資格を喪失させていなかった事実がうかがわれる。

- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から35年4月1日まで
申立期間は、A市のB社にC職として勤務していた。仕事は主にD業務で、資格を持っていない助手と組んでいた。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの申立期間中にB社に勤務していたことが推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、申立人の厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したものの、同保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚8人のうち、生存が確認された4人に照会したところ、このうち申立人と同様にC職であったことが確認できた一人は、「採用時からC職であったが、臨時職員として採用され、臨時職員の時は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する入社日から4か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるほか、社会保険事務所の記録により、当該事業所で申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに生存が確認された者4人に照会したところ、このうち申立人と同様にC職であったことが確認できた一人は、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる2年前から同社に勤務していた。」と供述

している一方で、適用事業所となった9か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、C職として採用した者について、採用後、一定期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 6 月 1 日まで

昭和 43 年から 4 年間、季節労働者として A 社 B 工場（現在は、C 社。）に勤務していたが、3 年目に当たる申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間中に A 社 B 工場に勤務していたことが推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、C 社に照会したものの、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、申立人が申立期間において当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人のうち二人は、申立人が氏名を明確に記憶していないため個人を特定することができず、これらの者から、申立人の勤務状況等について確認することができない上、他の一人については、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、また、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに生存が確認された者 4 人に照会したものの、申立人の勤務状況等に関する供述は得られなかった。

加えて、企業年金連合会に照会したところ、申立人の D 年金基金の加入員資格得喪年月日が厚生年金保険被保険者の資格得喪年月日と一致していること

が確認できるとともに、E保険組合に照会したところ、申立人の同組合員資格得喪年月日も厚生年金保険被保険者の資格得喪年月日と一致していることが確認できる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 46 年 11 月 1 日まで
昭和 39 年 9 月から 46 年 10 月まで、A社（現在は、B社。）にC職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間中に勤続表彰も受けており、継続して勤務していたことは間違い無い。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する勤続表彰状、複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、申立人が申立期間において当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人は、いずれも、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、複数の同僚が、「D社が運営するA社の責任者であった者が、A社の代表者となって独立し、後にA社を株式会社として、代表取締役となった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、同人がD社において厚生年金保険被保険者資格を喪失したのが、申立人及び一人の同僚と同じ昭和42年8月1日であることが確認できることを踏まえると、A社がD社が運営する店舗から個人経営に移行したのが同日であると推認されるとともに、当時、A社に勤務していた者の一部については、同日を以て厚生年金保険被保険者の資格を喪失させる取扱いがあったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和47年3月1日であり、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人の同僚を含め、当該事業所で同日に被保険者資格を取得したことが確認できる者は、いずれも同日以前に当該事業所で厚生年金保険に加入していた形跡が無い。

その上、D社及びB社に照会したところ、いずれも、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況については確認することができなかった。

なお、社会保険事務所の記録によると、A社の代表であった者は、申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

申立期間はA市B区にあったC社でD職として勤務していた。事務所には自分のほかE職と数人の女性がいた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚等の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がC社本店に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 44 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする男性の同僚一人は、社会保険事務所の記録によると、F市に所在するD社本店で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるが、申立人は同社においても被保険者であった形跡が無い上、申立人が当時の状況を知る者として挙げた弁護士に照会しても、申立人の厚生年金保険の適用状況に関する供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、C社本店において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したものの、申立人と同様に、本店勤務の女性で同保険に加入していた者は確認できなかった。

その上、社会保険事務所が保管するC社本店の厚生年金保険被保険者名簿に

は、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月から 36 年 10 月 1 日まで

昭和 33 年 1 月から 38 年 5 月まで、A 社（現在は、B 社。）の C 施設に D 職として勤務していたが、36 年 10 月に当該施設が E 協同組合となる前の申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間中に A 社の C 施設に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、B 社及び F 保険組合 G 支部に照会したものの、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 4 人のうち、当該施設の D 職であったことが確認できた二人は、社会保険事務所の記録によると、申立人と同様に、申立期間において当該事業所で厚生年金保険に加入していた形跡が無く、他の一人は当該事業所において被保険者であったことは確認できるものの、A 社の出向社員（男性）であることから申立人とは立場が異なっていたと考えられるほか、別の一人は当該事業所において被保険者であったことは確認できるものの、所在が確認できないため、同僚の勤務状況等について確認することができない。

加えて、申立人及び複数の同僚は、A 社の C 施設が E 協同組合に移行したと

供述しているが、E協同組合が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年10月1日に同組合で被保険者資格を取得した者40人について厚生年金保険の加入記録を調査したところ、同日以前にA社で同保険の被保険者であった者は確認できなかった。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 7 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 41 年 2 月 7 日、高等学校卒業と同時に A 社 B 支店 C 事業所に臨時雇用員として採用となり、同年 4 月 1 日に準職員 (D 共済加入) を命じられるまで、臨時雇用員として勤務した。

社会保険事務所にこの間の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、厚生年金保険に加入していないとの回答であった。

当時の給与明細書等は保管していないが、勤務経歴書の写しにより、申立期間において、同事業所に臨時雇用員として勤務していたことを確認することができるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された勤務経歴書の写しから判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 41 年 3 月 7 日から同年 3 月 31 日まで A 社 B 支店 C 事業所に臨時雇用員として勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実はなく、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が名前を挙げた唯一の同僚に照会したところ、「申立人が A 社 B 支店 C 事業所に勤務していたことは覚えているが、いつ、臨時雇用員とし

て採用されたかは覚えていない。また、高等学校卒業者である臨時雇用員の場合の厚生年金保険の取扱いについては、承知していない。」との供述であった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和41年4月1日に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したものの、同日付で、D共済組合における被保険者資格を取得していることを理由に、同年5月31日に、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得記録を取り消されていることが確認できる。

その上、E社では、「勤務していた支店が厚生年金保険の適用事業所であれば、臨時雇用員は厚生年金保険に加入することとなるが、実態として、厚生年金保険の適用は、各事業所ごとの判断により行われていた。」としているところ、社会保険事務所の記録から、申立期間である昭和41年3月の1か月についてのみ厚生年金保険に加入し、同年4月1日からD共済組合の被保険者となっている同年齢の同僚が計17人確認できるが、これら17人全員が厚生年金保険の加入期間は臨時雇用員であることが確認できるものの、A社B支店C事業所において採用された者はおらず、別の事業所において採用されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月 12 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 36 年 7 月に A 社に入社し、39 年 6 月に退社した。

この間、当該事業所は、A 社から B 社に会社名が変わり、その後、さらに B 社から C 社へ会社名が変わっているが、いずれも事業内容及び従業員が同じであり、実質的に同一会社であった。

社会保険事務所に当該事業所における年金記録を照会したところ、A 社から B 社に社名が変わった後の 9 か月の期間及び B 社から C 社に社名が変わった後の 1 か月の期間について、厚生年金保険の加入期間が欠落している。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立内容及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に B 社及び C 社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

2 申立期間①について、社会保険事務所の記録では、A 社は昭和 37 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、B 社は 38 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間①当時は、A 社及び B 社のいずれもが厚生年金保険の適用事業所に該当しない上、A 社及び B 社の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、A 社及び B 社の両事業所において、厚生年金保険の被保険者となっており、申立人と同じく両事業所に継続して勤務していたとみられる同僚 14 人は、いずれも申立期間①について、厚生年金保険の被保険者としての

記録が確認できない。

さらに、A社からB社へ引き続き勤務した同僚一人からは、「A社は、昭和37年9月ごろに倒産し、B社となった。申立期間①は、A社が倒産した直後で、自分も申立人も厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」との供述があった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所の記録では、B社は昭和39年3月12日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、C社は同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間②当時は、B社及びC社のいずれもが厚生年金保険の適用事業所に該当しない上、B社の事業主は既に死亡し、C社の事業主は連絡が取れないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、B社及びC社の両事業所において、厚生年金保険の被保険者となっており、申立人と同じく両事業所に継続して勤務していたとみられる同僚18人は、いずれも申立期間②について、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

さらに、B社からC社へ引き続き勤務した同僚一人からは、「B社は、昭和39年3月ごろに倒産し、C社となった。申立期間②は、B社が倒産した直後で、自分も申立人も厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」との供述があった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。